

～ 福岡県で狩猟されるみなさんへ ～

福岡県農林水産部経営技術支援課

○ イノシシ・シカに関する留意事項

◆イノシシ・シカの狩猟期間の延長について

イノシシとシカの狩猟期間は、「10月15日～4月15日」となっております。

なお、イノシシ、シカ以外の狩猟鳥獣の狩猟期間はこれまでどおり「11月15日～2月15日」ですので、ご注意ください。

◆シカの一人一日あたりの捕獲数制限の見直しについて

シカの一人一日あたりの捕獲数は、「銃猟にあってはオス2頭以内、メス制限なし、わな猟は制限なし」となっていました。平成29年9月15日からは捕獲数の上限がなくなりました。

◆イノシシ・シカの捕獲情報等の報告について

イノシシ・シカについては生息状況の把握のため、狩猟者登録時に配布する様式に捕獲情報等を記入いただきますようご協力をお願いします。(様式は配布するほか県HPでも掲載しております。)

○ 注意事項（共通事項）

1 捕獲の禁止について

(1) 捕獲が禁止されている狩猟鳥

雌ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）^{※1}、雌キジ（コウライキジを除く）^{※2}は令和9年9月14日まで狩猟禁止です。

※1：コシジロヤマドリは、非狩猟鳥獣（雌雄）

※2：コウライキジは、狩猟鳥獣（雌雄）

2 狩猟期間について（表1～表3参照）

表1 福岡県における狩猟期間

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
イノシシ・シカ以外の狩猟鳥獣			11/15~2/15				
イノシシ・シカ			10/15~4/15				

表2 イノシシ・シカ以外の狩猟鳥獣(区域、猟具別) 捕獲可能 捕獲禁止

区 域	法 定 猟 具	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
可猟区	網・わな							
	銃器							
特定猟具(銃器) 使用禁止区域	網・わな							
	銃器							
休猟区・ 鳥獣保護区	網・わな							
	銃器							

表3 イノシシ・シカ(区域、猟具別)

捕獲可能

捕獲禁止

区 域	法 定 猟 具	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
可猟区	網・わな							
	銃器							
特定猟具(銃器)使用禁止区域	網・わな							
	銃器							
休猟区	網・わな							
	銃器							
鳥獣保護区	網・わな							
	銃器							

(注) わなにかかった狩猟獣の止めさしにあたっては、以下の点に注意してください。

- ① わな猟の狩猟登録のみ受けた人が、わなで狩猟獣を捕らえ、銃猟登録者に依頼して銃器による止めさしを行う場合、依頼した人が必ず立ち会いの上、行ってください。また、銃器による止めさしを行う場合は、跳弾等に十分注意をしてください。
- ② 捕獲報告は、重複報告を避けるため、わな登録者が報告してください。
- ③ 「特定猟具(銃器)使用禁止区域」では、銃器による止めさしは出来ません。

3 狩猟鳥獣の指定の見直しについて

(1) 令和4年9月15日から「ゴイサギ」及び「バン」については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正により、狩猟鳥獣の指定から解除されました。

4 狩猟時の留意事項について

(1) 登録証携帯、記章装着等

狩猟者登録証・銃砲所持許可証を携帯し、狩猟者記章を胸部又は帽子に装着してください。

(2) 土地所有者の承諾

農耕地等では、土地所有者等の承諾を得てください。また、農林業や漁業に影響がないよう十分注意してください。

(3) 残滓放置の禁止

捕獲した鳥獣は、全量を回収するか、適切に埋設処理することが基本です。捕獲した鳥獣の残滓(個体の全部又は一部)を、野山等に放置することは禁止されています。

5 登録時の留意事項、登録証の返納について

(1) 今年度新しく狩猟者登録をする人は、保険の適用期間に注意してください

前述2の狩猟期間(10月15日から4月15日まで)に未保険の期間を含んでいる場合、登録年月日は保険期間の初日以降となります。

(2) 狩猟者登録証の返納期限

狩猟者登録証の返納期限は狩猟期間満了後30日以内となりますが、**早期の返納に御協力をお願いします**。また、狩猟者登録証の返納は法律によって狩猟者の義務となっていますので、必ず捕獲報告を記入して提出してください。

→記入方法は下の【鳥獣捕獲報告について】をご覧ください。

6 その他

(1) ガンカモ全国一斉調査

毎年1月第2日曜日にガンカモ全国一斉調査を行います。カモ類の狩猟を行わないようご協力をお願いします。また、個体数の少ないヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモは、捕獲を自粛していただきますようお願いいたします。

(2) 足環のある鳥を捕獲した場合

足環のついた鳥類を捕獲された方は、足環を回収し、登録証返納時等に関係農林事務所まで提出してください。その際に捕獲した鳥の種類・捕獲月日・捕獲場所を報告願います。

○ 鳥獣捕獲報告について

狩猟で捕獲した鳥獣について、**捕獲場所（地図のメッシュ番号）**及び**捕獲数**を記入してください。メッシュ番号の記入間違いが毎年確認されています。よく確認の上、記入してください。

なお、捕獲した全ての鳥獣について、**捕獲した場所の市町村名**の記入をお願いします。報告記入欄を追加していますので、ご確認ください。

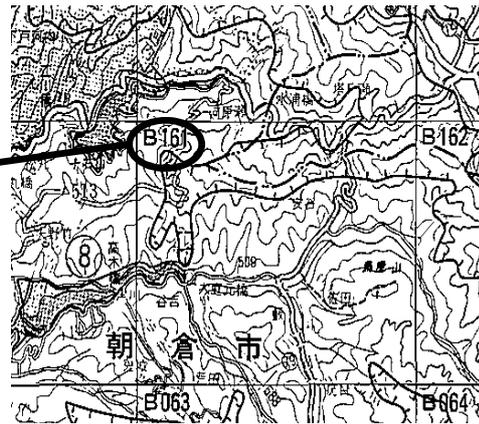
また、記入欄が足りない場合には、捕獲しなかった鳥獣欄の鳥獣名を訂正し、メッシュ番号等を報告してください。

さらに、グループで狩猟される場合には、同行の狩猟者との重複報告がないよう、報告する人を決めておいてください。

自宅のメッシュ番号を書く方がいらっしゃいます。必ず捕獲場所のメッシュ番号を記入してください！

(記入例)

鳥獣捕獲報告欄				
	メッシュ	()	()	計
アナグマ	市町村			
	捕獲数			
イノシシ(ノブタ含む)	メッシュ	(B113)	(B161)	計
	市町村	糸島市	朝倉市	
ニホンジカ(オス)	メッシュ	(B163)	(B271)	計
	市町村	朝倉市	添田町	
ニホンジカ(メス)	メッシュ	(B261)	()	計
	市町村	嘉麻市		
	捕獲数	2		



出猟報告様式 ご記入のお願い

イノシシ及びニホンジカを適切に管理していくには、生息状況の継続的な把握が必要不可欠です。

これまでの捕獲報告に加え、狩猟の際に得られた目撃情報等を収集することで、生息域の拡大状況把握や個体数の推定に活用することができます。

みなさまのご協力により提出いただいた情報は、集計して県の各種施策に反映させるための基礎資料として活用するとともに、狩猟や被害防除対策等の参考にさせていただくことも検討しています。

また、出猟報告様式を提出いただくことで、鳥獣保護管理法第9条第13項(許可捕獲)又は同法第66条(狩猟)に定める報告をしたこととみなします。

(捕獲許可証又は狩猟者登録証での捕獲報告は不要となります)

【銃猟】

令和5年度ニホンジカ・イノシシに係る出猟報告様式

記入上の留意事項

- ▶ 本様式に定める事項に記入して報告することで、鳥獣保護管理法第9条第13項(許可捕獲)又は同法第66条(狩猟)に定める報告をしたこととみなします。
- ▶ 本報告は、捕獲許可証又は狩猟者登録証の返納と合わせて提出してください。
- ▶ 捕獲に関する報告は、出猟した日、出猟場所ごとに、同行者数(自分も含む)、捕獲した鳥獣の種類と数及び処理の概要、目撃数(捕獲以外)を報告してください。
- ▶ ニホンジカとイノシシを目的に出猟した日は、捕獲や目撃がなかったとしても報告してください。
- ▶ 同行者と重複することがないように、報告者自身が捕獲あるいは目撃した数を報告してください。

1. 捕獲者に関する報告

許可/登録番号	氏名	銃猟歴	年目
---------	----	-----	----

2. 捕獲許可等の内容に関する報告

捕獲区分	許可捕獲 ・ 狩猟
------	-----------

必要事項を記入して、捕獲許可証(従事者証)または狩猟者登録証とともに返納してください。

3. 捕獲に関する報告

出猟月日	出猟場所 上段: 地名 下段: カル番号 メッシュ番号	同行者数 (自分も含む)	性別	捕獲数				目撃数(捕獲以外)		備考
				シカ		イノシシ		シカ	イノシシ	
				成獣	幼獣	成獣	幼獣			
月 日			オス							
月 日			メス							
月 日			オス							
月 日			メス							

○ 網猟・わな猟をされる方へ

1 猟具の標識

網猟・わな猟に使用する猟具には、1文字の大きさが縦・横それぞれ1cm以上で、住所、氏名、福岡県知事名、登録年度、登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識を見やすい場所に取り付けてください。

2 わな架設数の上限

架設できるわなの数は30基以下です。事故防止等のため、見回りはこまめに行ってください。

3 とらばさみ

全て使用禁止です。

4 くくりわなの構造

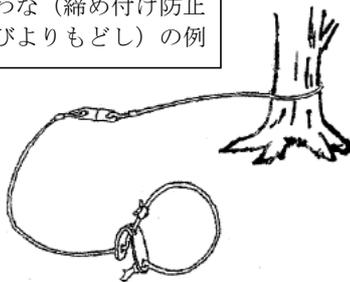
○イノシシ・シカの場合

くくりわなは、締め付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの、ワイヤーの直径が4mm未満であるものは使用禁止です。

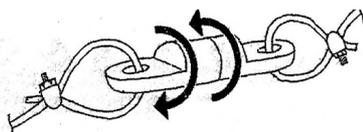
○イノシシ・シカ以外の場合

くくりわなは、輪の直径が12cmを超えるもの、締め付け防止金具が装着されていないものは使用禁止です。

くくりわな（締め付け防止金具及びよりもどし）の例

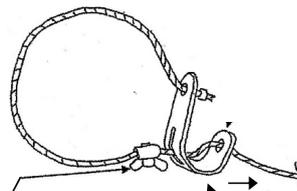


①よりもどし
金具の両端が回転することができる構造



②締め付け防止金具

矢印(→)の方向に金具を引くことで容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具

又は

容易に輪を広げられる金具

○ 銃猟をされる方へ

- 1 指定猟法（鉛散弾）禁止区域では、鉛散弾は使用禁止です。位置図で確認してください（泉川河口、築上町椎田）
- 2 有明海で狩猟される時は、漁業者やノリ養殖施設の確認を十分行い事故のない安全な狩猟を行うようお願いします
- 3 猟具を用意することなく、犬のみにより狩猟することは禁止されています
- 4 空薬きょうは、必ず回収し、持ち帰るようにしてください
- 5 国有林野内で銃猟を行う場合は、森林管理署に入林届の提出が必要です

◆銃器を使用される方へ◆

◎近年、猟銃による重大な事故が複数発生しております。事故事案は、矢先・獲物の確認など基本動作を怠ったことによるものです。発砲前に、矢先や獲物は十分に確認をしましょう。例え獲物は逃がすことになっても、次回の獲物の機会があります。事故が発生すれば、取り返しがつきません。くれぐれも、安全・適法な捕獲をお願いします。

また、他県において、大粒散弾（6粒弾、9粒弾など）の事故が複数発生していることに鑑み、福岡県猟友会と協議を行い、福岡県では、有害鳥獣捕獲はもとより狩猟においても、大粒散弾の使用自粛を呼びかけております。大粒散弾は殺傷力の強い弾丸が広範囲に飛びますので、ご使用の際は、矢先の確認は特に慎重にお願いします。

※このほか、狩猟や有害鳥獣捕獲についてのお知らせや注意喚起を県のホームページ「鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）」で行っております（福岡県鳥獣保護区等位置図のダウンロードもできます）。是非、ご活用ください。

◎猟銃の危険防止のために

- 1 銃の点検。日頃から点検し、また使用前にも万全な点検をしましょう。
- 2 装てんの確認。銃を手にしたとき、銃を手から離すときは、必ず装てんの有無を確認しましょう。
- 3 みだりに他人の銃を手にしたたり、自分の銃を他人にさわらせないようにしましょう。
- 4 例え弾が入っていないくとも、銃口を人に向けない。
- 5 使用する銃に適合した火薬や実包を使用しましょう。
- 6 脱包の励行。発砲の必要がおこる直前まで装てんしないようにしましょう。また、発砲の必要性がなくなったら脱包しましょう。
- 7 安全装置の過信は禁物です。
- 8 銃口に異物の混入がないか、常に確認しましょう。
- 9 矢先の確認。周囲の安全を確認し、狩猟鳥獣かどうか確実に判別して発砲しましょう。
- 10 獲物の確認。獲物が見えない時は、常に「人かも知れない」の疑いを持ちましょう。
- 11 銃を運搬するときは、必ず脱包し、銃袋に入れましょう。
- 12 銃と弾薬は常に点検し、別々の場所で厳重に管理してください。
- 13 服装の注意。目立つ色の帽子やベストを着用しましょう。

◎猟犬を使われる方へ

猟犬の飼い主には管理責任があります。以下のマナーに留意してください。

- 1 猟犬が人や飼養動物に襲いかかることがないように、十分な訓練を行ったうえで、使役すること。
- 2 狩猟中に、猟犬が迷い犬にならないよう気を付け、所有者の住所、氏名、電話番号を明記した首輪をつけること。
- 3 猟場付近に住居・一般道がある場合は、猟犬に引き綱を付け、猟犬管理者のもとから放さないこと。
- 4 狩猟終了後は、猟犬を速やかに回収すること。

～銃猟をされるみなさんへ～

銃猟をされる皆様におかれましては、日頃から安全狩猟に努めていただいているところですが、以下のことにつきましても、ご注意くださいますようお願いいたします。

のり養殖施設に向けて発砲しないでください

- ◎狩猟期間の有明海では、のりの養殖が行われており、過去に養殖施設（「のり網支柱」「うき」など）が散弾によって破損したことがあります。
- ◎養殖漁場内での発砲や養殖漁場に向けた発砲は、のり養殖漁業者の大切な財産に損害を与えたり、漁業者が被弾する可能性がありますので、しないでください。

農業施設に向けて発砲しないでください

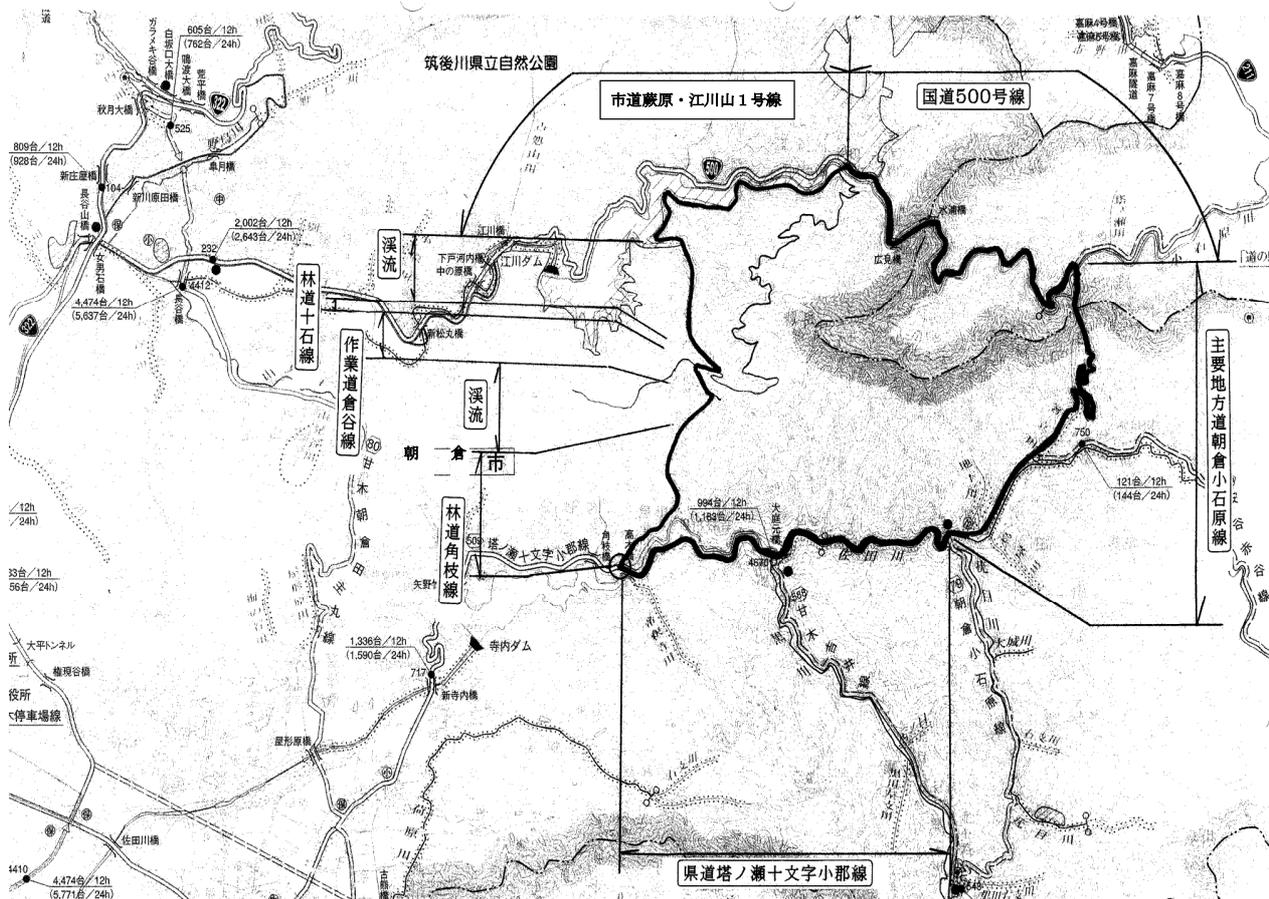
- ◎農業施設（レンコン畑の水漏れ防止の仕切材など）でも過去に散弾による破損が起きています。
- ◎発砲する際は、矢先に農業施設や農作物がないか、十分に確認してください。

～希少な猛禽類の保護のため、銃猟の自粛をお願いします～

○下記区域には、希少な猛禽類が生息しており、2月～3月は猛禽類の繁殖期となっています。この時期に銃猟を行うと、猛禽類の繁殖に悪影響を及ぼすため、この期間、下記区域における銃猟は自粛をお願いします。

自粛区域

朝倉市及び朝倉郡東峰村のうち、県道塔ノ瀬十文字小郡線と林道角枝線との交点を起点とし、林道角枝線を北東へ進み同林道終点で溪流と接続し、同溪流を上流へ進み作業道倉谷線に接続し、同作業道を北西へ進み林道十石線に接続し、同林道を東へ進み標識「起点から7Km」地点溪流に至り、同地点から溪流を下流へ進み朝倉市道蕨原・江川山1号線寒ヶ谷橋に至り、同地点から同市道を北東へ進み国道500号線と接続し、同国道を東へ進み主要地方道朝倉小石原線との分岐点に至り、主要地方道朝倉小石原線を南へ進み県道塔ノ瀬十文字小郡線との分岐点に至り、県道塔ノ瀬十文字小郡線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域。



自粛期間

2月16日から3月15日まで